保護者の皆様生徒の皆さん

三鷹市教育委員会 教育長 貝ノ瀬 滋 おおさわ学園三鷹市立第七中学校 校長 勝野 能光

臨時休校の延長等について

保護者の皆様におかれましては、生徒の感染症対策等にご尽力いただきありがとうございます。

三鷹市立学校におきましては、5月10日(日)までを臨時休校としてきましたが、国の「緊急事態宣言」の期間の延長や現在の感染状況等を踏まえて、下記のとおり臨時休校の期日を延長することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時休校の延長期間

令和2年5月31日(日)まで

2 臨時休校期間中の対応の継続

緊急事態宣言の期間延長と外出自粛要請を踏まえ、引き続き、できる限りご家庭で過ごしていただくようご理解とご協力をお願いします。なお、保護者の仕事や疾患等、真にやむを得ない事情により、ご家庭において一人で過ごすことが困難な生徒を対象として、保護者の申込みにより、次の対応を継続します。なお、本校の具体的な対応については、別途お知らせします。

○校庭の利用

在籍生徒について、校庭の利用を可能とします。

○教育支援学級での対応

教育支援学級(固定級)に在籍する生徒について、必要に応じて各校で対応します。

○昼食の提供

真にやむを得ない事情によりご家庭で過ごすことが困難な生徒を対象として、学校の給食室を活用した昼食の提供を行います。

3 学習の保障、心身の状況の把握と心のケアに重点を置いた取り組み

臨時休校期間が長期化している状況に鑑み、生徒の学習の保障、心身の状況と心のケアに 重点をおいて、次の取り組みを実施します。

○分散登校日の設定

各校において、学年・時間別等、少人数で分散登校日を設定し、学習計画に基づく家庭学習の状況や健康状況の確認等を行います(1 教室 10 人程度で実施。当面、1回2時間以内、各学年週2回を予定)。6月からの学校再開に備えるため、生徒が学校に登校する機会を設定

します。<u>なお、「授業日」ではないため、ご家庭の方針や状況により分散登校日の登校を控え</u>ていただいても、「欠席」の扱いとはなりません。

○教員による個別の面談

希望する生徒について、教員による個別の面談を実施し、学習に関する質問への対応や心のケアを行います(電話による予約制)。

○家庭におけるオンライン学習の支援

生徒の家庭におけるオンライン学習を支援するため、東京都の補助制度を活用し、学習支援クラウドサービスの導入を行うとともに、オンライン学習のための環境が整っていない家庭に対して、学習用タブレット端末やモバイルルーターを貸与することにより、通信環境の整備を図ります(6月からの開始を予定)。

4 学校再開後の学習時間確保の対応

生徒の学習の保障に向けた取り組みの一環として、学校再開後において、現段階で次のような対応を検討しています。

○教育課程内での補充のための授業

- ・第2、第4土曜日の授業日の設定(4時間授業)
- ・7校時授業日(週1回)の設定

○教育課程内に位置づけない補習

学校の実態に応じて、夏季休業中の一部期間における補習、週に一度の放課後補習等の 設定

【担当】

おおさわ学園三鷹市立第七中学校 副校長 廣瀬 尊貴 電話 0422-44-6181 三鷹市教育委員会 指導課 電話 0422-45-1151